

技術士CPDガイドラインに対して出された意見等についての回答

平成23年4月1日

研修委員会

研修委員会はCPD監査結果等を踏まえて現行の「技術士CPDガイドブック(第5版)」を「技術士CPDガイドライン」として見直しを行ってきました。この「技術士CPDガイドライン(案)」をHPに掲載し、会員からの意見等を1月28日から2月15日の間、募集し、全部で31名から意見等が出されました。
「技術士CPDガイドライン」の最終案を取りまとめるにあたり、これら意見等については主な意見等として分類し、次のとおり回答いたします。

	出された意見等	主な意見等に対する回答(案)
産業界における業務経験	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業界における業務経験は、表彰や成果を挙げた業務が他の学協会では認めているのに、なぜ、特許取得だけにしたのか、しかも、40Hから30Hに変更されている。他の学協会と整合性を取ることができない、正当に評価されていない、他の学協会に流れてしまう。きちんと理由を説明すべきである。 2. 産業界における業務経験は、業務上とはいえ、技術者として立派な成果である。 3. 産業界における業務経験が、なぜ特許出願だけになったのですか。理由を明示してください。 4. 産業界における業務経験はCPDとして他の区分よりも効果がある。CPDには業務を対象にしないという考え方は、勤務時間中のもは全て対象にならないという「差別」である。そうであれば証明書の発行は中止すべき。・・・ 5. 産業界における業務経験の変更は問題が大きい。特に建設系技術者は特許出願に縁遠い。改訂全体を見ると、CPD取得が困難になっている。会員サービスの低下を招き、新規入会者が減る。 6. 産業界における業務経験で、特許取得だけはおかしい。表彰に値する業務などは残すべき。そもそも外した理由がわからない。 7. 海外に出ると、講習会の参加や企業内研修の機会が減ってしまう。海外での貢献を認める項目、例えば、研修会になってはいないが、日常的な現地人への技術指導、も作って欲しい。 8. 産業界における業務経験が何ゆえ特許のみに縛っているのか。特許に繋がらない技術貢献はかなりある。特許化が困難な技術部門も存在する。他の資格を見ても実務経験のポイントをここまで縛っている例は見当たらない。登録期限を3ヶ月以内とすることにも反対する。このような縛りをつければ、CPD登録者は減るであろう、CPDの意義がかなり不明確であり、現状ではCPDの利点は殆どない。 9. 業務経験に関して、地方のコンサルタント従事者には特許に関する内容は皆無に近い。大手と中小の差別化であり、従来どおりとして欲しい。技術士会に入会するメリットがなくなる。 10. 産業界における業務経験を特許のみに限るのは範囲が狭すぎる。チャレンジングな業務に立ち向かい困難を克服して成し遂げる経験は立派なCPDと考える。対象から外すべきではない。 11. 表彰や優れた業務経験がCPDから外されている。技術士会 	<ul style="list-style-type: none"> ・単に定型の業務ではなく、例えば、難易度の高い業務の場合には、その業務遂行に当たって困難な問題の解決等、資質の向上に寄与すると考え、「業務上で技術的成果をあげ、グループ(責任者)及び個人(本人)が表彰を受けた業務」として、CPD計上(1件当たりの上限:20時間)できるとしました。

	<p>CPDが取得しにくくなり、会員離れが懸念される。</p> <p>12. 技術士会のCPDは建設系CPDの先駆けで、モデルとなっている。産業界における業務経験を大きく変更し、特許のみとする必要はない。講師・技術指導以外に科学技術教育、地域貢献も証明できるものは組入れるべきである。</p> <p>13. 業務によるCPDが全面的に廃止され、特許出願だけなのは、なぜですか。表彰業務を復活して欲しい。</p> <p>14. 産業界の業務経験を外した理由を明確にして欲しい。現在、HPでかなりのボリュームを割いて業務経験についての説明があるので、きちんとした説明が必要です。</p>	
3ヶ月以内の登録	<p>15. 登録期限を3ヶ月以内とすることにも反対する。このような縛りをつければ、CPD登録者は減るであろう、CPDの意義がかなり不明確であり、現状ではCPDの利点は殆どない。</p> <p>16. CPD登録は3ヶ月以内となっているが、緩和して欲しい。なぜ、3ヶ月以内なのですか？</p> <p>17. 「3ヶ月以内登録」は、Web状態が悪い海外では困難である。</p> <p>18. 3ヶ月以内に登録するとの期間限定は短すぎる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> CPD登録証明書は、CPD認定会員の要件を満たしていることを前提としています。申請の間際になって要件を満たしておらず申請ができない、あるいは内容的に不備で申請できないということがないように、できるだけ時間を置かないで記入（入力）し、ご自身で管理していただくことが、基本だと思います。 ガイドラインでは、「・・・基本とする。」と表現を変えました。
証明書発行	<p>19. 50H/年度についても証明書の発行があってもいい。</p> <p>20. 登録後3年未満の技術士についての評価（証明書発行）があってもいいのではないかと。</p> <p>21. CPD認定基準に達しない場合でも、例えば、管理技術者は50H/年以下、RCCMは4年100H（25H/年）でも評価に使用できる。</p> <p>22. CPD登録確認書の用途はどのようなものか。位置づけと名称について検討してください。</p> <p>23. 証明書の発行条件は他の学協会と比べて厳密すぎる。他学協会とのすり合わせが必要である。</p> <p>24. プロポーザルには1-2週間で入手できることが求められている。発行までの期間を短縮して欲しい。</p> <p>25. 証明書発行に審査のため1ヶ月かかると聞いているが、もっと早くして欲しい。プロポーザルの提案書の提出の際、管理技術者の決定から2-3週間程度で提出しなければならない。今までどおり2週間程度で発行して欲しい。</p> <p>26. 証明書の書式について、次の点を明記して欲しい。●CPD認定会員に限って発行している、●CPD認定会員は150H/3年以上、30H/年以上を登録している、ほか●CPD認定会員の要件など</p>	<ul style="list-style-type: none"> CPD登録証明書の対象期間は、5年以内で任意の期間です。（例えば1ヶ月分、3ヶ月分の場合もあり得ます。）ただし、証明書を発行するに当たって、内容を確認する対象期間は前3年度分と当該年度（途中）分です。 証明書発行のための期間は、内容を見るための時間を考慮すると、前後の事務処理を含めて、3週間は必要ですので、3週間としました。ただし、内容が不備な場合は、その指摘を3週間後にすることになります。その場合、指摘内容に基づき修正等をして、再申請となりますのでご承知ください。 申請者ご自身でCPD記録の内容を精査して申請されるようお願いいたします。 証明書には、CPD認定会員の要件を満たしていることを記載したいと思います。
CPD対象・上限時間	<p>(技術士資格など)</p> <p>27. 技術士受験指導は計上しないとなっているが、他の学協会は認めている。認めない理由は何なのか。</p> <p>28. 技術士資格取得が10Hに半減されている。その努力を考えると少なすぎる。</p> <p>29. 技術士資格取得が半分の10Hになっているのはなぜですか。技術士以外はその半分の5Hですか。技術士二次試験は難関試験でなかなか合格できない。20Hに戻して欲しい。</p> <p>30. 「6-1」の注釈で、その他の資格は⇒「技術」資格として欲しい。語学学習や技術資格でない資格については、「6-5」で計上する旨の注釈を追加して欲しい。</p>	<p>(技術士資格など)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術士受験指導は、ご自身の経験を基に実施するものであり、何が技術士としての資質向上に寄与したかあいまいな点が多いので、CPD計上から外しました。（他の資格の受験指導も同様） 技術士の方は既に技術士資格取得者です。他の部門や科目の追加的な資格取得であり、CPD時間は半分にしました。 「技術資格でない資格の取得」、「資格取得のための必須の講習会受講」、「受験勉強で合格に至らない学習」は、すべて「6-5. 自己学習他」に計

<p>など</p>	<p>31. 語学学校、資格受験校等所謂「スクールへの通学」は「6-5」で計上する旨を「形態1」に追記して欲しい。</p> <p>32. 技術資格の受験勉強のみで資格取得に至っていない場合は、「6-5」で計上する旨の注釈の追加を検討して欲しい。 (特許、論文、委員会)</p> <p>33. 特許取得だけにしたのか、しかも、40Hから30Hに変更されている。他の学協会と整合性を取ることができない、正當に評価されていない、</p> <p>34. 他の学協会は技術士会の制度をベースに構築してきた経緯がある。論文発表(40H)を30Hに変更した理解に苦しむ。</p> <p>35. 論文に「月刊技術士」を含むかどうか。明記すべき。論文査読に「月刊技術士」を含むかどうか。</p> <p>36. 論文査読について、委員としての活動の場合は「6-2」、それ以外の場合は「6-5」で計上するなど、分ける必要がある。</p> <p>37. 委員会活動では提案資料の作成や技術的検討など多くの時間を割いているが、上限が10Hでは実質的なCPD時間と乖離している。</p> <p>38. 公的機関の委員就任については、技術士会の支部役員以上の役職を内容欄に明記し、上限20Hとする。各項目の内容欄をもっと詳しく書く。</p> <p>39. 会の運営維持が主体である「理事会」「総会」「役員会」を公的な機関の委員就任活動から除外する旨明記して欲しい。 (自己学習、講師、技術指導)</p> <p>40. 自己学習上限時間が低すぎる。15-20Hにあげてはどうか。</p> <p>41. 大学、・・等を受講する場合は「6-5」で計上という注釈は、形態1に記したほうが良いのではないか。</p> <p>42. 講師について、資料作りや原稿打合せなどあるので、重み係数、上限時間は従来どおりとして欲しい。</p> <p>43. 独立技術士にとってCPD時間として認められる内容が限定されている。例えば、「講師」「技術指導」は、コンサルタント業務は計上しない。業務上の指導は計上しないなど、対象が限定されている。</p> <p>44. 形態4で、「技術指導」として、一般的な業務上の指導を計上している場合が多い。名称から「技術指導」を削除したほうがいい。</p> <p>45. JABEE審査はなぜ対象にならないのか。計上できるようにして欲しい。 (その他)</p> <p>46. 海外技術協力で、業務上でないJICA技術協力とは、どのようなものがあるか例示をして欲しい。企業あるいは個人が公募案件に応募して業務を行う場合は不可とし、JAICAシニアボランティアのみを対象にするのかどうか。</p> <p>47. 第5版に比べ、認定を厳しい側に変更している部分が多い。このように厳しくするのであれば、50Hを引き下げるべきである。米国PEの各州の要求は年間15Hである。APECEエンジニアの整合性から引き下げられないのであれば、みだりに基準を上げるべきではない。</p> <p>48. 地域ボランティアなども単位の対象にしてはどうか。</p> <p>49. 上限時間の区切りが年度となっているが、APECの場合は必ずしも年度としていないので、年単位とできないか。</p>	<p>上することとしました。</p> <p>(特許、論文、委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許取得の上限時間は「基本特許」で40時間(1件当たり、「周辺特許」で15時間(1件当たり)としました。 ・論文発表のCPD時間の上限は、年度当たり30時間としていますが、これは、年間50CPD時間に対し、30CPD時間が少ないとも思えないので、「30」としました。 ・論文査読については、「技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読」を設け、記入しやすくしました。 <p>(自己学習、講師、技術指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間50CPD時間のうち自己学習が10CPD時間が少ないとも思えないので、10としました。 ・形態区分「4」の中には、ご自身の経験を基に業務として実施しているものが多く見受けられ、何が技術士の資質向上として寄与したかあいまいなことが多くあります。 コンサルタント業務、ISO審査、内部監査等と同じく、JABEE審査も対象外としました。 ・区分4に「技術指導」とあるので、誤解を生じないように区分「4」の表題を「研修会・講習会などの講師・修習技術者指導」としました。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分「6-3」のJICAについても業務にあたるものは対象外としました。 ・その他の活動についても、技術士CPDとしての資質向上に寄与したことが明確と思われないようなものは対象外としました。
-----------	--	--

	50. 「CPD行事参加票等のエビデンス」という表現にして欲しい。	
C P D 認 定 会 員	51. CPD認定会員制度は従来の制度と同じか。異なるのであれば認定料の取扱を明確にすべし。 52. 「CPD認定会員」の名称は「CPD認定技術士」のような名称にすべき。 53. 非会員が技術士CPD認定会員と名乗るのはおかしいので、名称を変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ・CPD認定会員の制度そのものは、従来と同じです。ただし申請にあたってはCPD記録の内容を確認することとしました。 ・CPD登録証明書の発行は、CPD認定会員であることを前提としました。 ・非会員の場合は「CPD登録技術士」の名称としました。
制 度 ・ P e ー C P D ・ 手 数 料	54. CPD課題に関し、「A6. マネジメント手法」に知財管理、BCP、内部統制を、「B2. 科学技術動向」にイノベーションを追加すべき。 55. 証明書や確認書の発行料金は、会員の場合はもっと安くすべき。 56. CPD認定会員制度は従来の制度と同じか。異なるのであれば認定料の取扱を明確にすべし。 57. 非会員のCPD登録は技術士以外の方々に限定すべきではないか。 58. 技術士補や修習技術者にもCPD制度をオープンにしてはどうか。 59. 1. 日本技術士会としてCPDが必要であると説く論拠を法47条2項に置く論法は賛成しがたい。今や、科学・技術は人間社会の幸福の基幹となっており、これを支え、業とする科学・技術者の自覚、「ノブリストオブリージ」こそCPDの論拠と説くべし。「はじめに」の冒頭、第2章の柱書等はガイドラインの趣旨を記述すべきところで、法規制を義務論とは峻別して、崇高な目的として日本技術士会の自律性を明示するほうがいい。 2. CPDを総ての科学・技術を志す人の必須と主張することは、組織を挙げてCPDの実践に努めている日本技術士会へ、総ての科学・技術に志す人の加入を要請することにもなり、この点を「はじめに」で強調し、意識の高揚を図るべきではないか。 3. 章立ての文脈として、第1章には総論的意味で第2章の柱書を前述のごとく訂正、さらに法47条2項の遵法を加味して記述し、用語の定義は第2章とする。これは最近の特別法の条文が一般法との整合で冒頭に用語を定義し、「日本工学会CPDガイドライン」も第1章を定義としているが、これも他学協会との整合性の目的で、当会はCPDの目的、意義を第1章として謳いたい。 4. ガイドラインは本来、実行のガイダンスであるべきで、遵法を言うのであれば、技術士会下部組織としての各委員会、支部、部会の責務としての具体的行動を13頁表-1の課題内容とマトリックス的に組織別に明示する等が好ましい。 60. 自らCPD会員証の実施状況を管理し、自ら資質向上に活用できるシステムにするのが本質と考える。P15の注7（上限時間を超えると証明書を発行しないなど）は外すべき。申請対象とするCPD項目を選択できるようにすべきである。 61. 新ガイドラインは技術士への浸透が不十分である。表2の新旧対照表の各々の変更の根拠を明確にしてください。新PeーCPDの登録画面、操作方法が明記されていないし、吟味	<ul style="list-style-type: none"> ・CPD課題には、一般的なものを例示していますので、「知財管理」を追記しました。 ・手数料については、会員と非会員を区別して、従来のものは額を変えないで、これらを参考に妥当と思われる額にしました。 ・今回のガイドラインの考え方や構成は、従来のガイドブックの考え方や構成を基本としています。 ・「3. 計画的なCPDについて」は、CPDの質を維持していくために、計画的な実施が大切と考え、記載しました。 ・今回のガイドラインの概要を示したパンフレットを作成したいと思っています。 ・PeーCPDシステムは今回のガイドラインの課題の表-1と形態の表-2に基づいて、4月1日から登録（入力）できるよう整備中です。操作方法等はシステム整備が整ったところで記載します。

	<p>されていない。新P e－CPDの機能及び良否が分からない。今後のスケジュールを明確にして、節々でPRしてください。</p> <p>62. 見直しの主な点が6つあるが、①と②の根拠は何か。何をベースに決めたかを明らかにすべき。非会員が技術士CPD認定会員と名乗るのはおかしいので、名称を変更する。</p> <p>63. P e－CPDシステムには成果を記入する欄はなく、記入は不要である。時間数を記入した証明書を出す。</p> <p>64. P 1 0（計画的なCPD）の内容は技術士会が何もしていないので標榜できず、付録相当ではないか。本文に入れるなら、長期・中期・実施計画書を出させて評価すべき。</p> <p>65. P e－CPDシステムを変更するなら、どの点を改訂するか事前に教えてくれなければ、意見を言えない。4月1日に間に合うのか。CPD内容の記入欄の文字数を増やすべき。別システムで詳細なCPD履歴を取らなくて良いようにする。</p> <p>66. 登録言語は外国語でも可能か。</p> <p>67. QAに、どのような研鑽効果があったかなど具体的に記述するよう説明を加えて欲しい。</p> <p>68. 他の学協会で履修したCPDの場合は、技術士会の計算方法や上限時間にしがって登録する旨の説明を付記して欲しい。</p>	
--	---	--